



施行日：2024年6月2日

KT&G 倫理憲章

CEOメッセージ

倫理憲章の紹介

倫理憲章の定義
 倫理憲章の必要性
 倫理憲章の適用
 非倫理的行為通報制度
 管理者の遵守事項

模範的な企業

1 業務倫理

- 1.1 利害衝突
- 1.2 インサイダー取引の禁止
- 1.3 賄賂及び腐敗防止
- 1.4 政治活動
- 1.5 ソーシャルメディアの利用
- 1.6 正直かつ適法な業務遂行

2 資産及び情報の保護

- 2.1 資産の保護
- 2.2 情報の保護
- 2.3 個人情報の保護

3 会社の資料及び記録

- 3.1 正確な記録・保管及び会計基準の遵守
- 3.2 開示原則の遵守
- 3.3 文書の保存

進歩的な企業

4 国内及び国際取引

- 4.1 公正取引
- 4.2 サプライチェーンポリシー
- 4.3 国際貿易規制の遵守
- 4.4 マネーロンダリング及び脱税防止

5 営業及びマーケティング

- 5.1 責任ある営業及びマーケティング活動
- 5.2 透明性
- 5.3 規定遵守

6 研究倫理

- 6.1 責任ある研究開発活動
- 6.2 研究インテグリティ
- 6.3 動物保護

共にする企業

7 社会に対する約束

- 7.1 環境保護
- 7.2 社会貢献
- 7.3 顧客重視
- 7.4 株主尊重

8 ビジネスと人権に対する約束

- 8.1 人権保護政策の遵守
- 8.2 職場内いじめ及びセクハラを禁止
- 8.3 差別の禁止及び多様性の尊重
- 8.4 安全な勤務環境づくり
- 8.5 勤労基本権の保障

CEOメッセージ

親愛なるKT&Gグループの皆様、

私たちKT&Gグループは、目まぐるしく変化するグローバルビジネスの狭間で、根本的な競争力とグローバルに特化した新しい事業構造の構築および成果の改善により、「Global Top-tier」として飛躍するという共通目標の下で一丸となってきました。

本倫理憲章は、私たちが目標とビジョンの実現において多くの課題とリスク、そして不確かな状況下で正しい意思決定に導くための方針となります。日頃の業務や意思決定が必要な状況で倫理的な価値を見出し、本倫理憲章が示す原則に基づいて行動することは、顧客、株主、パートナー会社等の利害関係者の信頼の下で、グループの継続的な成長につながるでしょう。

私たちKT&Gグループが、本倫理憲章を基にグローバルという表舞台で成功を収めると期待しています。

ありがとうございます。

KT&G 代表取締役社長

パン・ギョンマン

2024年6月

Bang Kyung-man

倫理憲章の紹介

倫理憲章の定義

本倫理憲章は、KT&Gの経営理念である「模範的な企業、進歩的な企業、共にする企業」を実践するための私たちの行動規範です。

倫理憲章の定義

本倫理憲章は、KT&Gの経営理念である「模範的な企業、進歩的な企業、共にする企業」を実践するための私たちの行動規範です。

倫理憲章の必要性

本倫理憲章は、私たちが業務上の意思決定をする際に、そして顧客、株主、競合他社、パートナー会社等の利害関係者との関係や国と地域社会でどのように行動することが倫理的かつ合法的なのかに関する基準を提示すべく制定されました。

私たち皆本倫理憲章を理解して遵守することにより、公明正大な経営を目指し、社会的責任を果たし、変化と革新を追求するグローバル企業KT&Gの持続可能な成長を追求し、法的・社会的リスクから私たち自身と会社を保護することができます。

倫理憲章の適用

本倫理憲章は、KT&G及びKT&Gの国内外の子会社を含む系列会社(以下、総称して「KT&G」または「会社」という)に在職中の全役職員に同一に適用することを目標とします。また、KT&Gは、合併会社、パートナー会社等の利害関係者も本倫理憲章を採択して遵守するよう奨励しています。

本倫理憲章に提示されている基準が特定の国または管轄権の現地法令や慣習と相互衝突する場合、現地の法令や慣習が本倫理憲章に提示されているものより厳格な基準を定めているときには、さらに厳格な現地の法令及び慣習が優先的に適用されなければなりません。逆に、本倫理憲章が現地の法令や慣習より厳格な基準を規定しているときには、本倫理憲章は当該法令や慣習に符合する範囲でのみ適用されます。

本倫理憲章は、業務遂行の際に発生し得るすべての状況を扱ってはいません。したがって、KT&Gは本倫理憲章に関し、別途の社規、ガイドライン、政策を制定及び運営することができます。また、私たちは本倫理憲章、関連社規等に規定されていないその他の問題や倫理的に対立す

る状況に置かれた場合、所属部署長または所属会社の倫理経営担当部署と相談して、常に正しい倫理的判断を下すために努力しなければなりません。

本倫理憲章を遵守しない役職員は、関連社規により懲戒処分を受けることがあります。

非倫理的行為通報制度

本倫理憲章に違反したり、非倫理的・不法行為を認知した場合、またはそのような状況が疑われる場合には、直ちに当該内容を所属会社の非倫理的行為通報チャネルまたはKT&Gの代表的な非倫理的行為通報チャネル(www.ktng.com → Unethical Practice Reporting)に情報提供してください。

皆様が勇気を出して下されば、KT&Gはそれに耳を傾けて積極的に支援します。KT&Gは通報された内容を公正かつ客観的に調査し、調査の過程で通報者の身元を徹底的に保護しています。

KT&Gは非倫理的行為の通報に対するいかなる報復措置または不利な処遇も容認せず、このような行動はそれ自体で本倫理憲章に対する直接的な違反としてみなされます。KT&Gは、上記のような報復措置または不利な処遇に対しては、徹底したゼロトレランスポリシーを採択しているという点を改めて強調したいと思います。

管理者の遵守事項

KT&Gの役員を含むすべての管理者は、役職員の勤務環境と社内の文化に相当な影響を及ぼし得ます。したがって、管理者は構成員に対し、単純に本倫理憲章を遵守するよう要求するだけでは足りず、自ら本倫理憲章を十分に理解して遵守することによって手本を示さなければなりません。

管理者は、本倫理憲章がすべての構成員に一貫して適用されるようにしなければならず、本倫理憲章に関して自由に質問することができるように奨励し、非違行為や潜在的な違反行為を発見した場合、これを通報できる環境を作らなければなりません。

非倫理的行為に関する通報が受け付けられた場合、管理者はこれを所属会社の倫理経営担当部署に報告しなければならず、通報者に対する報復行為の発生可能性をモニタリングする等して、通報者を保護するために努力しなければなりません。

特に、管理者は、非倫理的行為の通報がKT&Gの構成員としての義務を果たすものであるという点と、通報者に対する潜在的な報復のおそれが完全に解消されなければならないという点に留意しなければなりません。

模範的な企業

1 業務倫理

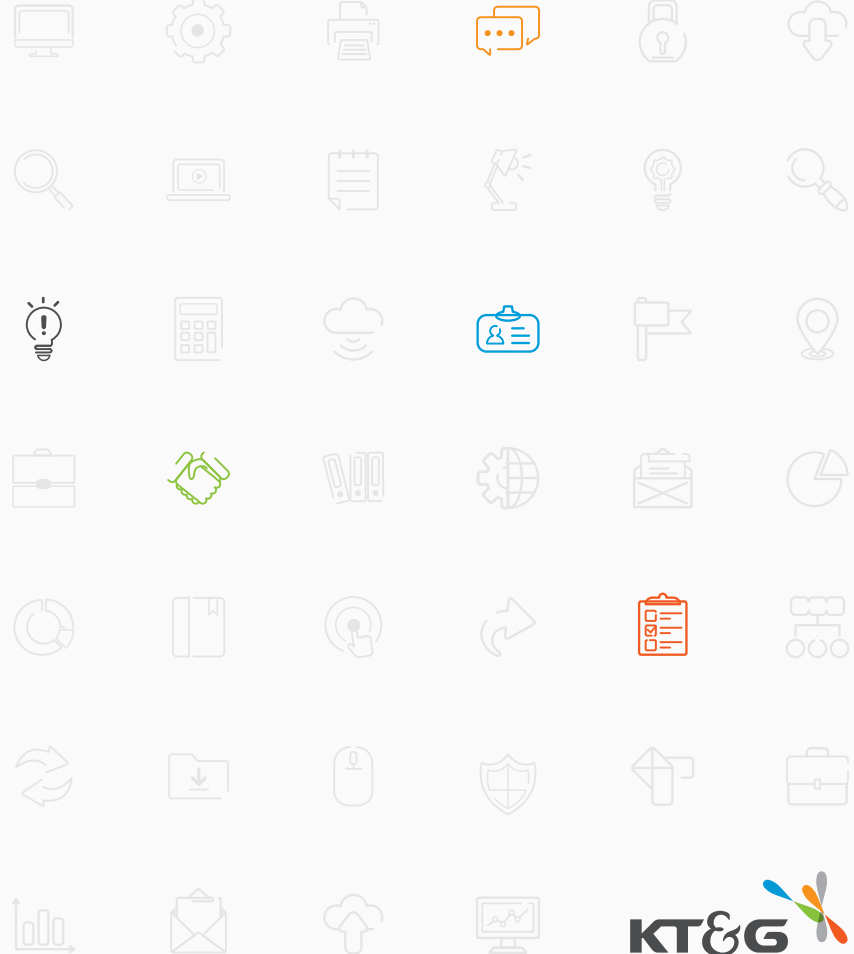
- 1.1 利害衝突
- 1.2 インサイダー取引の禁止
- 1.3 賄賂及び腐敗防止
- 1.4 政治活動
- 1.5 ソーシャルメディアの利用
- 1.6 正直かつ適法な業務遂行

2 資産及び情報の保護

- 2.1 資産の保護
- 2.2 情報の保護
- 2.3 個人情報の保護

3 会社の資料及び記録

- 3.1 正確な記録・保管及び会計基準の遵守
- 3.2 開示原則の遵守
- 3.3 文書の保存



1 業務倫理

1.1 利害衝突

KT&Gは、役職員個人の利益と会社の利益の相互間に発生したり、発生し得るすべての利害衝突状況に注意を払っています。KT&Gの役職員は、利害が衝突した際、常に会社のための最善の選択は何かを考えて意思決定をしなければなりません。

1.1.1 利害衝突の可能性の公開

KT&Gの役職員は、利害関係が衝突したり、衝突する可能性を認識した場合、速やかに所属部署長に報告したり、倫理経営担当部署に知らせなければなりません。

所属部署長または倫理経営担当部署は、役職員が関連状況を知らせてくれば、利害衝突の発生可能性を検討し、そのような可能性が高いと確認される場合、当該役職員の職務と責任を変更するなど、必要な措置を取ったり要求しなければなりません。

利害の衝突は、役職員の家族、親戚・姻戚、知人間の関係だけでなく、役職員が以前勤務していた職場との関係など多様な領域

において発生する可能性があるため、常に注意しなければなりません。

Example

・利害衝突の可能性が高い事例

- 役職員の家族、親戚・姻戚、知人を採用することになる場合
- 役職員の家族、親戚・姻戚、知人をKT&Gの事業に参加させる場合
- 役職員の家族、親戚・姻戚、知人が勤務していたり、重大な経済的利害関係を有する会社または団体をKT&Gの事業に参加させる場合
- 役職員が在職していた会社または団体、その代理人をKT&Gの事業に参加させる場合

1.1.2 経済的利害関係の回避

KT&Gの役職員は、競合他社、パートナー会社、顧客または他の役職員と経済的利害関係が発生しないように注意しなければなりません。

Example

・経済的利害関係が発生し得る事例

- KT&Gの競合他社、パートナー会社または顧客との取引に関与しており、当該競合他社、パートナー会社または顧客と重大な経済的利害関係を有する行為
- 競合他社、パートナー会社または顧客と同じ法人に投資したり、合弁会社を設立する行為
- 競合他社、パートナー会社、顧客または同僚の役職員から金銭を借用したり貸す行為
- その他KT&Gの利益に反する経済活動

1.1.3 職務以外の活動

KT&Gの役職員は、KT&Gで担当している職務を忠実に遂行する義務があります。したがって、KT&Gの役職員は、職務以外の営利を目的とする業務に従事してはなりません。

1.2 インサイダー取引の禁止

KT&Gは、一般的に知られていないKT&G、パートナー会社、顧客の内部情報を徹底的に保護します。KT&Gの役職員は、内部情報を利用してKT&Gやパートナー会社の株式、転換社債等を取引してはなりません。また、上記のような行為がなされ得るように他人に内部情報を提供してはなりません。

※「内部情報」とは、一般的に知られていない情報で、投資関連の意思決定の根拠として使用され得るものをいい、経営実績、自己株式の取得、増資など財務構造の変化、大規模投資、買収・合併、新製品の開発または発売、新規パートナー会社との契約締結等に関する情報を含みます。

Example

・インサイダー取引として判断され得る事例

- 事業に関与していない役職員に内部情報を公開する行為
- 顧客、パートナー会社、家族または知人等といった第三者に内部情報を公開する行為
- 内部情報を知っている状態で当該情報を利用して株式を売買する行為
- 内部情報を知っている状態で第三者に株式売買を勧める行為

1.3 賄賂及び腐敗防止

KT&Gは、賄賂及び腐敗関連行為を厳格に禁止し、各国の関係法令を遵守します。

1.3.1 賄賂の授受及び供与の禁止

KT&Gの役職員は、政府機関の公務員、公企業・公共機関・国際機関の役職員、その他会社の事業に関連する民間部門の個人または団体に直接または第三者を通じて賄賂や不正な金品を提供したり、約束または提案しません。また、利害関係者から賄賂や不正な金品を受け取ったり、要求してもなりません。

1.3.2 不正請託の禁止

KT&Gの役職員は、事業上の利益や特典を得るために、直接または第三者を通じて不正の請託をしません。また、利害関係者から不正の請託を受けて業務を処理してもなりません。

1.3.3 贈答品及び接待

事業上の通常の水準を超えて公正な業務遂行に影響を及ぼし得る贈答品や接待は、賄賂の收受または供与行為として認められ得るので注意しなければなりません。健全な業務関係の形成や維持のための贈答品と接待に関しては、国別に多様な法令と文化、慣行がありますが、いかなる場合であっても、合法的かつ正当な範囲内で行

われなければなりません。

Example

・賄賂として認められ得る贈答品及び接待の事例

- 賄賂には、現金、会社の製品、酒類、ゴルフ等の接待と供応または交通、宿泊等の便宜の提供など一切の財産的利益が含まれるが、これに限らない。
- 通常の手続や役務がより迅速に行われるように公務員に支給する名目上の支給金(例：裏金)や所定の贈答品である業務促進費も多くの国で賄賂としてみなされる。

1.4 政治活動

KT&Gは、政治的見解の表明、投票など役職員の政治活動に参加する権利を尊重します。ただし、政治活動に参加する前に次の事項に留意しなければなりません。

- ・政治活動に参加する際には、自身がKT&Gを代表しないという点と、会社ではなく、個人の意見であるという点を明確にしなければなりません。
- ・KT&Gの代わりに政治後援金を寄付しません。
- ・職場を政治活動の場にしません。

- 政治活動によって自身の義務や責任を誠実に履行しなかったり、当該活動が自身の職場内の責任と利害の衝突をもたらしてはなりません。
- KT&Gの役職員は、勤務時間中は会社の事前承認なしに政治活動をしてはなりません。

1.5 ソーシャルメディアの利用

KT&Gは、役職員の表現の自由を尊重します。しかし、ソーシャルメディアは私的領域とビジネス領域の境界が曖昧で、情報の波及力が高いので、KT&Gの役職員はソーシャルメディアの使用によって個人や会社に否定的な影響が発生しないよう次の事項に格別に注意しなければなりません。

- 社会的な論争をもたらし得る意見を表明する際には、自身がKT&Gを代表しないという点と、会社ではなく、個人の意見であるという点を明確にしなければなりません。
- 業務に関する情報が流出しないように注意しなければなりません。
- 他人の画像や動画をアップロードする際には、当事者の許諾を得なければなりません。

- 他人の名誉を棄損したり著作権を侵害するなど不法なコンテンツをアップロードしてはなりません。
- 職場において成果が下がり得る過度なソーシャルメディアの利用は自制しなければなりません。

1.6 正直かつ適法な業務遂行

KT&Gの役職員は、業務遂行の際に関係法令とKT&Gの社規により、透明に業務を遂行しなければなりません。また、KT&Gに否定的な影響を及ぼし得るいかなる活動もしてはなりません。KT&Gの役職員が違法行為または非違行為について知ったり、そのような行為の指示を受けた場合、これを直ちに所属部署長または倫理経営担当部署に知らせなければなりません。

2 資産及び情報の保護

2.1 資産の保護

KT&Gのすべての資産は、会社と株主の資産であり、会社の持続可能な成長のために必要な要素で、効率的に使用されなければならないのはもちろん、流用、盗難、その他いかなる形態の誤用・濫用から保護されなければなりません。

KT&Gの役職員は、会社ではなく、自身や他人の私的な利益のためにKT&Gの資産を使用することができず、業務の遂行に必要な範囲内で会社の資産を正当に使用及び管理しなければなりません。

Example

・資産の保護のために禁止される行為

- 会社の資産の破損、横領、窃盗、無断使用、無断貸与、無断売却を禁止
- 経費の処理基準に違反したり、虚偽の情報が含まれた経費の処理または法人カードの使用を禁止
- 電話、インターネット、PC、サーバ、業務システムなど会社の情報資産や装備の私的な目的の使用を禁止

2.2 情報の保護

KT&Gは、会社のすべての情報を厳格に管理・保護し、競合他社をはじめとする第三者の営業秘密及び知的財産権を不当な方法で取得または使用しません。

2.2.1 営業秘密及び知的財産権の保護

KT&Gの役職員は、財産的価値のある一切の会社の情報を関係法令及び社規により保護しなければなりません。

保護される会社の情報には、財務情報、研究開発、特許権・商標権・実用新案権・デザイン権・著作権等の知的財産権、製品情報、事業戦略及び計画、価格政策等のマーケティング戦略、買収合併情報、その他事務情報が含まれますが、これに限られません。

2.2.2 第三者の営業秘密及び知的財産権の保護

KT&Gの役職員は、知的財産権に関する法令を遵守し、正当な権限がある場合に限り、第三者の知的財産権を使用します。

また、KT&Gの役職員は、盗聴、ハッキング、金品提供等の非倫理的手段を活用して競合他社をはじめとする第三者の営業秘密を取得しません。また、契約によって第三者の営業秘密を取得する際には、提供者が正当な権限を持っているか確認しなければならず、秘密保持協約を締結した場合、当該協約によって提供を受けた情報を使用します。

Example

・ 営業秘密及び知的財産権の保護実践事例

- 新製品の仕様など承認されていない会社の情報の公開を禁止
- 承認されていない事務自動化機器の搬入・搬出及びソフトウェアのインストールを禁止
- 公共の場所での秘密情報を活用した業務行為または秘密情報が含まれた業務資料の無分別な放置を禁止
- 以前の職場の機密情報の流出及び使用を禁止
- ライセンスを取得していないソフトウェアの無断使用を禁止

ないように個人情報の保護に最善を尽くしています。また、個人情報の収集または利用を第三者に委託する場合、当該第三者にも関係法令を遵守するよう要求しています。

※「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、住民登録番号など個人を識別するために使用され得る情報、識別番号、位置情報、オンライン識別子等のように、他の情報と容易に結合することにより個人を特定することができる情報及び上記の各情報であり、匿名化処理された情報等を含みます。

2.3 個人情報の保護

KT&Gは、各国の個人情報保護に関する法令及びKT&Gの政策により、正当な事業目的のために情報主体の同意を得るなど適法な手続を経て個人情報を収集及び利用し、個人情報が不法流出することが

3 会社の資料及び記録

3.1 正確な記録・保管及び会計基準の遵守

KT&Gは、事業に関する取引内訳を透明かつ正確に記録・保管し、すべての会計情報を一般的に認められている会計原則によって作成しています。

KT&Gは、虚偽、漏れ、任意変更を通じて取引の実質を歪曲したり、不正または違法な取引を発生させず、会社のすべての会計記録を会計原則によって取引の実質に合致するように作成して報告します。

3.2 開示原則の遵守

KT&Gは、関係法令及び取引所の規程により、株主など利害関係者の決定に重大な影響を及ぼしたり、及ぼし得る重要な事項を開示します。

KT&Gは、開示対象の情報を株主など利害関係者が簡単にアクセスで

きる方法と正確な内容で適切な時期に公平に開示し、一部の利害関係者にのみ情報を提供したり、一部の内容だけを選別して開示しません。

3.3 文書の保存

KT&Gは、関係法令と社規により、会社が管理する文書(電子文書を含みます)を指定された場所及び保管期間に限定して保持・保存し、保管期間が経過した文書は営業秘密流出の可能性をはじめとする潜在的リスクを最小化するために、訴訟資料の保存の必要性のような特別な事情がない限り、廃棄しなければなりません。

進歩的な企業

4 国内及び国際取引

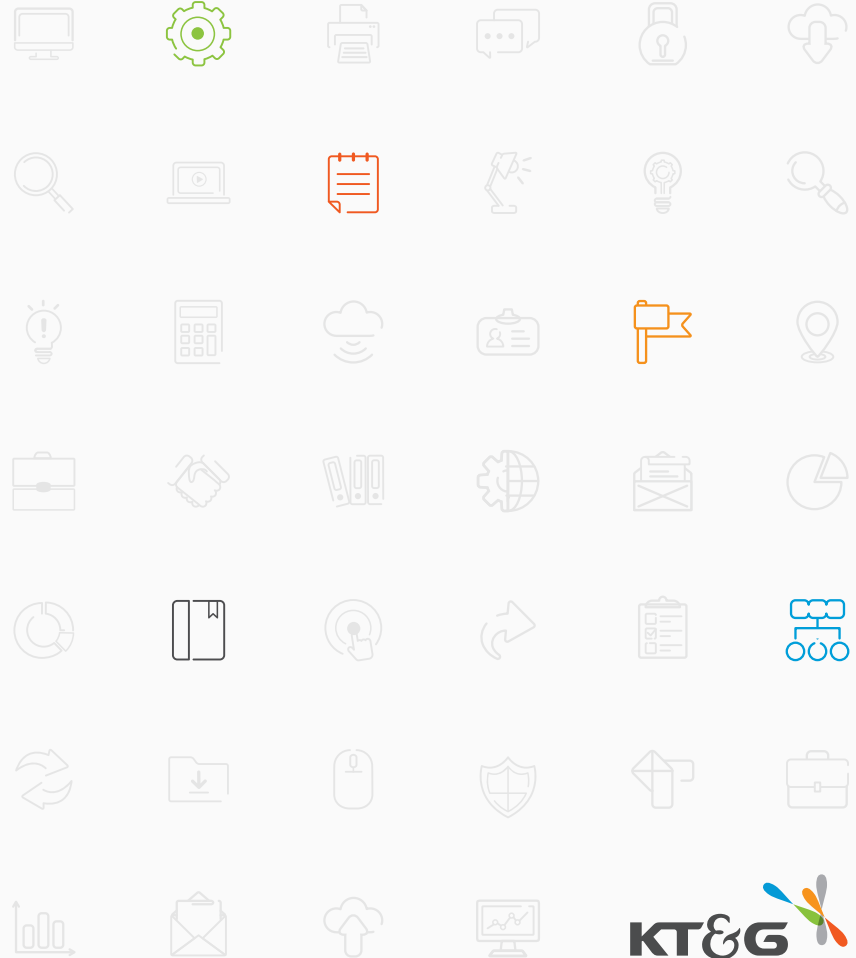
- 4.1 公正取引
- 4.2 サプライチェーンポリシー
- 4.3 国際貿易規制の遵守
- 4.4 マネーロンダリング及び脱税防止

5 営業及びマーケティング

- 5.1 責任ある営業及びマーケティング活動
- 5.2 透明性
- 5.3 規定遵守

6 研究倫理

- 6.1 責任ある研究開発活動
- 6.2 研究インテグリティ
- 6.3 動物保護



4 国内及び国際取引

4.1 公正取引

4.1.1 公正な競争

KT&Gは公正取引に関する法令を遵守し、競合他社との自由な競争及び取引相手方との公正な取引を通じて全世界の消費者に最高品質の製品を競争力のある価格で供給しようと努力しています。

4.1.2 競合他社とのコミュニケーション

KT&Gの役職員は、公正取引に関する法令に違反するまたは競争を制限する行為であると誤解され得る競合他社とのコミュニケーションは避けなければなりません。業務によりやむを得ず競合他社と接触する場合には常に注意し、合法的な行動であるか疑わしい場合には必ず事前に所属会社のコンプライアンス担当部署に問い合わせサポートを受けなければなりません。

役職員が競合他社と接触する場合、下記の事項に常に留意しなければなりません。

- 法令により明示的に許容される場合を除き、製品の価格、生産量など取引条件やセンシティブな情報が議論され得る公式または非公式の会合に参加しません。
- 参加した会議が談合に関連するものとみられる場合には、反対の意思を明確に示し、これを会議録に記録した後、直ちに現場を離れます。また、このような事情をコンプライアンス担当部署に最大限速やかに共有します。
- 競合他社に関する情報を適法な方法と手続を通じて取得した場合にも、その出所、経緯等を明確に記録して保管します。

4.2 サプライチェーンポリシー

KT&Gは、パートナー会社を選定するに当たり、品質、費用、納期、信頼度、経験だけでなく、倫理、安全、環境、人権等の要素を総合的に評価して選定すべく最善を尽くします。

KT&Gは、サプライチェーンの持続可能性の確保が長期的な成長につながると信じています。これにより、パートナー会社に関係法令等を遵守してビジネス活動を遂行するよう要求し、社会的・環境的・倫理的責任を全うするよう勧告しています。

購買管理またはパートナー会社との交流を担当するKT&Gの役職員は、契約を締結したパートナー会社による関係法令等への違反行為に対してKT&Gの責任が発生する可能性があることに留意しなければなりません。パートナー会社が義務を履行することができるよう定期的にモニタリングを実施し、KT&Gの基準に符合しない行為について知った場合には、直ちに措置を取って下さい。

Example

・パートナー会社に対するモニタリング項目

- パートナー会社が勤労者の健康と安全を保障し、強制労働の禁止等を遵守しているか確認
- パートナー会社が事業を営むにおいて環境への影響を考慮して生態系を保全するために努力しているかを評価
- パートナー会社が不正腐敗、密輸等の不法取引及び脱税、マネーロンダリングなど違法なことにかかわっていないかを確認

4.3 国際貿易規制の遵守

KT&Gは、各国または国際機構が施行する輸出入統制、貿易制限、通商禁止等の法的・経済的制裁を持続的に把握して関連規制を遵守します。国際貿易規制の遵守に関連して留意しなければならない主な事項は、下記の通りです。

- ・違法な戦略物資の搬出や無権限者に対する主要国家機密の流出は禁止されます。
- ・輸出入通関書類を正確に作成(原産地表示、品目分類、適正申告価格の記載等)します。
- ・特定の国との貿易や特定の国内での事業が禁止される貿易を禁止し、経済制裁を遵守します。
- ・輸出のために別途の許可が必要であるか事前に確認し、必要な場合には、許可申請手続きをとります。
- ・正常価格より低い価格または不適切な政府補助手段を活用するなど違法な輸出行為は禁止されます。

4.4 マネーロンダリング及び脱税防止

KT&Gは、各国のマネーロンダリング防止及び脱税防止関係法令を遵守し、マネーロンダリング行為または脱税、テロ等を含む不法な活動の支援に参加しません。

Example

・ 不法な活動と評価される可能性が高い取引

- 申告義務を回避する目的で一定金額以下で数回に分けて行った取引
- 異常に複雑な取引
- タックスヘイブンまたはマネーロンダリングをする所として知られている地域に関連する取引
- 正常でない口座に販売代金を支払う取引
- 取引と関係のない第三者に代金を支払ったり、支払いを受ける取引

5 営業及びマーケティング

5.1 責任ある営業及びマーケティング活動

KT&Gは、KT&Gが供給するすべての製品を正しい方法で消費者に紹介するために努力し、不法な営業やマーケティング活動を行いません。

KT&Gは、関係法令及び会社のマーケティング政策への違反を防止するために、コンプライアンス担当部署で事前検討を持続的に実施し、役員を教育し、関連活動に対する点検を行うなど内部コンプライアンスプログラムを確立・実践します。

5.2 透明性

KT&Gは、顧客に虚偽や誹謗広告をしません。また、重要な事実を隠蔽せず、透明かつ正確に製品の情報を提供するために努力し、すべての広告及び包装には関係法令で定める事項を遵守します。

KT&Gは、顧客との信頼関係を築くために、マーケティングに欺瞞的な表現を使わず、多様なルートを通じて顧客の声に耳を傾けます。

5.3 規定遵守

KT&Gは、製品の営業及びマーケティングに関連して各国の関係法令を遵守します。KT&Gの役職員は、営業及びマーケティング方針を策定・変更する際には、法令に違反しないよう十分に注意しなければならず、当該方針が法令に違反すると疑われる場合には、コンプライアンス担当部署と必ず協議して適法な代案を模索しなければなりません。

Example

・営業及びマーケティング活動時の禁止事項

- タバコ製品の場合、未成年者を狙った営業及びマーケティング活動を禁止
- 健康機能食品、医薬品、化粧品等の効能に関する虚偽・誇張広告を禁止
- リベートなど違法な営業方法の使用を禁止

6 研究倫理

6.1 責任ある研究開発活動

KT&Gは、関係法令及び国家政策に符合する研究開発を遂行します。また、必要な規制機関の要件を満たすことができるよう広範囲にわたる関連分野の専門家を活用しています。KT&Gは、製品の研究開発に関連して下記のような努力を尽くしています。

- すべての参加者に研究の性格、目的等を知らせます。
- 研究を通じて入手したすべての情報を適法な方法で保存して管理します。
- 新製品に対して規制当局の承認を得られるよう精製し、信頼できるデータを準備します。

6.2 研究インテグリティ

KT&Gは、持続的な研究開発を通じて算出されたデータインテグリティ及び品質維持のために努力しています。

KT&Gは、利害関係者が科学的研究結果に関連する情報に基づいて重要な意思決定を下すという事実留意し、正確かつ客観的な情報を伝えるために努力しています。

6.3 動物保護

KT&Gは、動物実験に代わる方法を優先的に考え、動物実験をする場合にも、人類の福祉増進と動物生命の尊厳性を考慮して実施します。この場合、KT&Gは関係法令で要求するもの以上の水準で動物の生命保護、安全保障、福祉増進等を実践するために努力します。

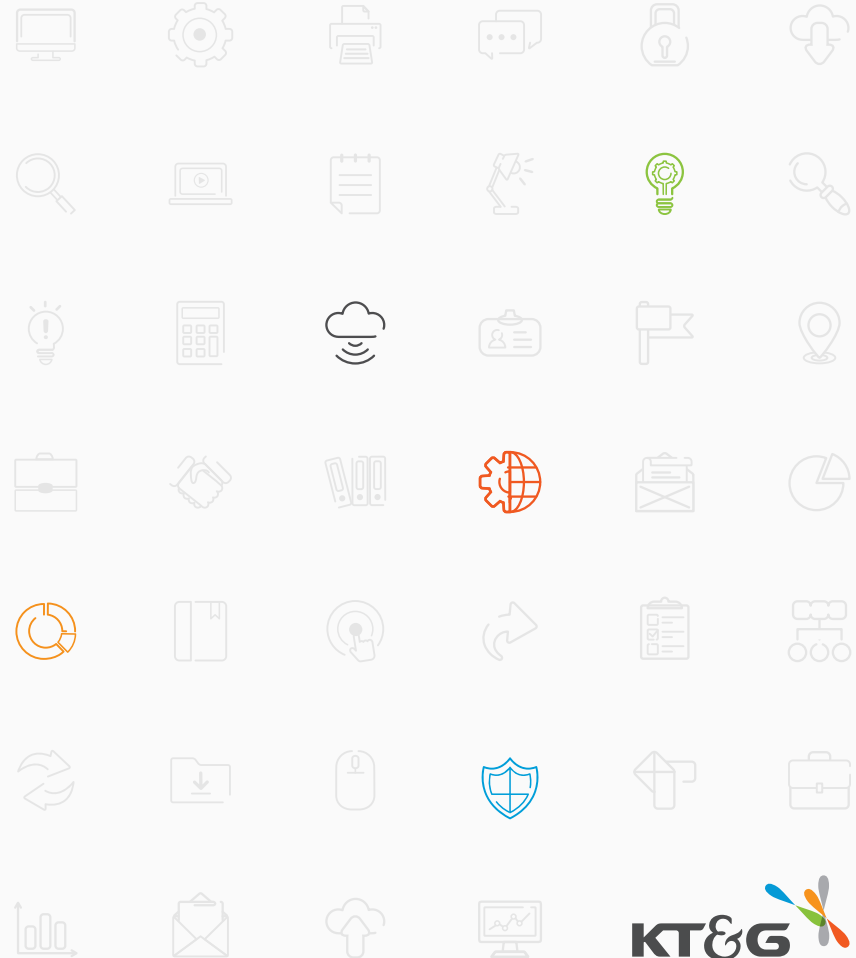
共にする企業

7 社会に対する約束

- 7.1 環境保護
- 7.2 社会貢献
- 7.3 顧客重視
- 7.4 株主尊重

8 ビジネスと人権に対する約束

- 8.1 人権保護政策の遵守
- 8.2 職場内いじめ及びセクハラ禁止
- 8.3 差別の禁止及び多様性の尊重
- 8.4 安全な勤務環境づくり
- 8.5 勤労基本権の保障



7 社会に対する約束

7.1 環境保護

KT&Gは汚染物質の排出を最小化し、環境事故を予防するために関係法令を遵守します。さらに、積極的な環境保護活動を通じて環境問題を改善し、気候の変化への対応、温室効果ガス及び廃棄物の管理、環境にやさしい製品等に持続的な関心を持って参加することにより、ワンランク上の環境経営システムを確立し、地域社会の環境保全に対する役割と責任を全うします。

KT&Gの環境保護への努力は、生産及び事業施設をはじめ、物流、流通に至る全過程及び当社の製品とサービスによる影響全般を包括します。KT&Gだけでなく、パートナー会社も環境保護活動に参加できるよう最善を尽くします。

7.2 社会貢献

KT&Gは、企業の経営活動が社会を基盤になされ、社会とのバランスを通じて成長して持続することができるという信念を基に、社会全般の長期的かつ肯定的な変化のために多様な活動を推進しています。

KT&Gは持続可能な社会貢献システムを基盤にして現地に合わせたプログラムを運営し、奨学・福祉・文化・芸術など各分野に対する積極的な支援と参加を通じて地域社会の一員として責任と義務を認識し、履行することにより、持続的な社会的価値の創出に先頭に立って取り組んでいます。

7.3 顧客重視

KT&Gの役職員は、顧客の視点から実質的に顧客の役に立ち、満足していただける価値を絶えず創造し、顧客との約束は必ず守るために努力します。

このために、KT&Gは顧客の意見に常に耳を傾け、顧客をすべての意思決定と行動の最優先基準としています。また、信頼に基づいた製品とサービスを通じて顧客の満足を最大化します。

7.4 株主尊重

KT&Gは、株主の正当な要求と権利行使を尊重します。それだけでなく、持続的な経営革新と成長戦略を通じて企業価値を高め、透明な意思決定と効率的な経営活動をもって正当な利益を実現することにより株主価値の最大化を追求します。

8 ビジネスと人権に対する約束

8.1 人権保護政策の遵守

KT&Gはグローバル企業として、労働に関連して提起された人権問題を解決するための産業の義務と責任を明示した世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)、UNのビジネスと人権に関する指導原則(UN Guiding Principles on Business and Human Rights)、国際労働条約(International Labour Organization Conventions)第138号及び第182号等で確認された国際的に認められている原則を支持します。これを基にKT&Gは対内外のコミュニケーション及び権利救済の促進などビジネスと人権を強化するために最善を尽くします。

KT&Gは、いかなる理由であれ暴行、脅迫、監禁等の手段によって勤労者の自由意思に反する労働を強制せず、児童労働も徹底して禁止しています。また、パートナー会社の強制労働、児童労働等の問題を容認せず積極的に対応します。

さらに、最低賃金、労働時間、休憩時間等に関する国際労働機関(ILO)の条約及び各国の勤労基準に関する法令を徹底的に遵守します。

8.2 職場内いじめ及びセクハラの新禁

KT&Gは、暴言、暴力、セクハラなど不当な言語的・視覚的・身体的いじめから役職員を保護します。直接的な罵言、威嚇はもちろん、侮辱と受けとられ得る一切の言語及び行動も禁止されます。

KT&Gは、職場内いじめ及びセクハラに対して自由に問題提起できる環境を作るために努力しています。職場内いじめ及びセクハラ情報を提供したり、関連調査に協力したという理由で不利益を加えたり、報復措置を取る行為は厳格に禁止されます。

Example

・職場内いじめ及びセクハラに該当する行為

- 職場での地位または関係等の優位を利用して業務上の適正範囲を超えて相手に身体的・精神的苦痛を与えたり、勤務環境を悪化させる行為
- 相手の意思とは関係なく、身体的な接触行為や特定の身体部位を触る行為等を通じて被害者に性的屈辱感または嫌悪感を与えたり、その他要求等に応じないことを理由に、雇用上の不利益を与える行為
- 相手の意思とは関係なく、目で認知が可能な行動を通じて、性的羞恥心を与える行為

8.3 差別の禁止及び多様性の尊重

KT&Gは、各国の差別禁止に関する法令を遵守し、役職員を含むパートナー会社など利害関係者の多様性を重要な価値としており、異なる考えや観点・信念が尊重されるよう包容力のある環境を作るために努力します。

KT&Gは、採用、昇進、配置、補償、教育だけでなく、業務に関連するあらゆる場合において、個人の特性、すなわち性別、人種、皮膚の色、国籍、宗教、障害、年齢、妊娠、兵役、社会的身分、政治的意見等を理由に不当に差別しません。

Example

・禁止される差別に該当する事例

- 職務の内容または採用の要件とは関係のない個人の特性に関して採用広告で言及したり、入社志願書または面接の過程で関連情報を要請する場合
- 労働組合への加入、妊娠、出産休暇、宗教または性的指向など個人の特性を理由に配置転換または降格する場合
- 役職員の業務成果や能力とは関係なく、個人の特性により、恣意的かつ不公平な給与またはベネフィットを提供する場合

8.4 安全な勤務環境づくり

KT&Gの役職員は、産業安全に関する法令を徹底的に遵守します。これを通じて自身と同僚、パートナー会社、顧客の各種産業災害を予防し、誤った慣行や制度に対する積極的な改善活動を通じて安全な勤務環境を作ります。

Example

・安全な勤務環境の実践事例

- 各国の産業安全など関係法令と社内方針を遵守
- 危険物の除去、安全装置の設置など職場内の危険要素を最小化
- 十分な数量の個人保護装備を具備し、正常作動するかどうか定期的に点検

8.5 勤労基本権の保障

KT&Gは、勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権等の勤労基本権を保障します。これを通じて、KT&Gは勤労条件の維持・改善と勤労者の経済的・社会的地位の向上に寄与します。

Example

・勤労基本権を保障するための実践事例

- 各国の労働関係法令に符合する結社の自由及び交渉する権利を保障
- 労働組合への加入及び活動を理由とした不利益な処遇を禁止
- 労働組合または労働組合員の正当かつ適法な勤労基本権の行使に対する妨害行為を禁止